

就学奨励費の Q&A

白兔養護学校 事務部

Q1 対象となる経費は何ですか？

- A1 ①教科書代 ②給食費 ③交通費（通学費・職場実習・交流学习交通費）
④修学旅行費 ⑤校外活動等参加費 ⑥学用品・通学用品購入費
⑦新入学児童生徒学用品・通学用品購入費
が対象となります。

Q2 支弁区分とは何ですか？

- A2 保護者様の経済負担能力に応じ、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの三段階の支給区分があります。
Ⅰ区分・・・全額支給
Ⅱ区分・・・半額支給(一部全額支給あり)
Ⅲ区分・・・支給なし(一部全額・半額支給あり)

Q3 支給の限度額はありますか？

- A3 限度額なし・・・①教科書代 ②給食費 ③交通費（通学費・職場実習・交流学习交通費）
限度額あり・・・④修学旅行費 ⑤校外活動等参加費 ⑥学用品・通学用品購入費
⑦新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

※限度額は、1年間の金額です。

※学部によって、限度額が異なります。

Q4 児童福祉施設等入所児童・生徒は対象となりますか？

- A4 措置費が支給されている児童・生徒は、対象となりません。
ただし、措置費として支給されない経費がある場合は、支給対象となる場合があります。

Q5 支給を受けるための手続きにはどのようなものがありますか？

- A5 4月上旬・・・交通費所要額調書の提出(通学方法、通学費の認定)
6月上旬・・・収入額・需要額調書の提出(支弁区分の認定)

Q6 支弁区分の決定はいつ頃ですか？

- A6 支弁区分決定通知書を7月上旬頃に送付予定です。

Q7 支給はどのように受け取りますか？

- A7 原則、ご登録いただいた預金口座に振り込みます。
年間5回の支給を予定しています。(支給時期は変更の可能性あり)
【第1回】7月下旬頃(4～6月分) 【第2回】10月下旬頃(7～9月分)
【第3回】1月中旬頃(10～11月分) 【第4回】2月下旬頃(12～1月分)
【第5回】3月下旬又は4月上旬(2～3月分)

Q8 通学費はどのような場合が対象となりますか？

A8 交通費所要額調書が提出され、学校長が児童・生徒の障がいの程度等を考慮し、通学方法及び交通費を認めたものが対象となります。

なお、毎日の通学状況については、担任が確認を行います。

【対象外となる通学方法の例】

- ① デイサービス等を下校時に利用する場合。
(デイサービス等施設から自宅までのガソリン代も対象外)
- ② 悪天候等により、認められている通学方法以外で通学した場合。
- ③ 校外学習等で、学校以外から直接帰宅した場合。

Q9 通学方法や利用している自家用車が変更となりました。必要な手続きはありますか？

A9 再度、交通費所要額調書の提出が必要となります。担任の先生へご連絡ください。

Q10 通学に伴う通学定期券はどのように購入すればよいですか？

A10 【路線バス】

- 日ノ丸単独路線・・・高校生→『ステップ定期』と回数券の組み合わせ
中学生→『学期ごとの端数日定期券(障がい者割引)』
- 競合路線・・・・・・中、高校生→『学期ごとの端数日定期券(障がい者割引)』

※手帳のない生徒は、在学証明書を提示することで、割引料金となります。

【鉄 道】

- 1・2 学期・・・3 カ月と 1 カ月の通学定期券
- 3 学期・・・1 カ月の通学定期券と回数券

※学期末等で 1 カ月通学定期券より回数券が経済的である場合は、回数券をご利用ください。

※3 学期は年度またぎを防ぐため 3 カ月定期券の購入はお控えください。

※通学定期券の購入にあたっては、通学証明書が必要となる場合があります。

Q11 長期休業（夏休み等）にかかる定期券を購入した場合はどうなりますか？

A11 定期券購入時点で、定期券と回数券を組み合わせで通学するより経済的だと想定される場合はそのまま定期券代を支給します。

ただし、定期券と回数券の組み合わせで通学した方が経済的である場合は、その分のみ支給します。(長期休業にかかった定期代が満額支給されない)

Q12 在学証明書、通学証明書はどこで発行していますか？

A12 事務室で発行しています。申請書のご記入が必要ですので事務室をお尋ねください。

Q13 新たに通学定期券や回数券を購入しました。何か必要な手続きはありますか？

A13 事務室にコピーの提出が必要となります。(事務室でコピー可)

その都度提出をお願いします。

Q14 ⑥学用品・通学用品購入費とはどのようなものが対象となりますか？

A14 (1)学用品購入費

ノート、筆記用具、辞典、体操服、体育用靴、実験・実習用材料、作業服等

(2)通学用品購入費

通学靴、雨靴、かばん、傘等が対象となります。

別紙「特別支援教育就学奨励費 学用品等購入費の支給対象例」を参考にしてください。

Q15 ⑦新入学児童生徒学用品・通学用品購入費とはどのようなものが対象となりますか？

A15 学用品に加えて、ランドセル・通学服等が対象となります。

Q16 レシート・領収書は、どの場合に提出が必要ですか？

A16 ⑥学用品・通学用品購入費 ⑦新入学児童・生徒学用品・通学用品購入費の対象となる学用品を購入した場合に必要となります。

Q17 レシート・領収書の提出にあたって注意すべきことはありますか？

A17 宛名(生徒名)、購入商品、日付、金額が明記されているものをご提出ください。記載がない場合は、ご記入の上、提出してください。

また、インターネット等で学用品を購入された場合も、必ず領収書を提出してください。

対象期間は、年度(4月～3月)ごとです。

Q18 入学に必要な学用品を入学式までに購入した場合は、⑦新入学児童生徒学用品・通学用品購入費の対象外ですか？

A18 ⑦新入学児童生徒学用品・通学用品購入費に限り、前年度に購入された学用品も対象となります。(ランドセル、制服等)

Q19 レシート・領収書はいつ提出すればよいですか？

A19 支給予定日の1ヵ月程度前までに提出してください。(6月末、9月末、11月末、1月末)
なお、提出の最終は1月末とする予定です。

Q20 ポイント、金券(商品券等)を利用して購入した学用品も就学奨励費の対象になりますか？

A20 ポイント、金券利用分のみ対象外となります。

ポイント、金券利用分の金額を差し引いて支給します。